

八王子市 シニアクラブハンドブック

(別冊)

会計事務の手引き

平成31年2月改訂

八王子市

はじめに

シニアクラブは、会員からの会費等や公的な補助金を預かり運営にあたるため、活動にかかる収入・支出の状況を会員や市民に説明できるよう常に明確にしなければなりません。特に、市からの補助金については、貴重な税金が使われていることを認識し、ルールに則った使用と領収書等に基づく帳簿類の整理を徹底することが求められます。

そこで、シニアクラブの会計処理についてより詳細に記載した「八王子市シニアクラブハンドブック（別冊）会計事務の手引き」を発行します。

是非、役員並びに会計・会計監査の方々には、一読して頂き、クラブ運営・会計事務にご活用ください。

八王子市福祉部高齢者いきいき課

目次

1. 会計事務の流れ	P4
(1) 予算書の作成	P4
(2) 領収書の保管	P4～5
(3) 出納簿の記入	P5
(4) 決算書の作成	P5
(5) 備品台帳の作成	P6
2. 補助金額と交付スケジュール	P7
(1) 補助金額	P7
(2) 補助金の交付スケジュール	P7
3. 補助対象活動と補助対象経費について	P8
(1) 補助金の対象になる活動と補助金の対象にならない活動の例	P9
(2) 補助金の対象になる経費と補助金の対象にならない経費	P10～11
(3) その他注意すべきこと	P11
4. 年度途中各種変更が生じた場合	P12
5. 補助金使用に関する Q&A	P13
(1) 会員の負担を軽減するとき	P13～15
(2) 飲物や食べ物が必要になったとき	P15～16
(3) 物品の購入や修繕をするとき	P16～18
(4) 会場や物品を借り上げるとき	P18
(5) お礼やお祝い、おくやみ、見舞いなどをするとき	P19
(6) 募金や寄附をするとき	P20
(7) その他のとき	P20～21
6. 質問・要望等に対する回答について	P22～23

1. 会計事務の流れ

1年間の会計処理の大まかな流れは、以下のとおりです。

- ① 予算書および交付申請書（市指定様式）の作成
- ② 領収書・出金伝票の保管
- ③ 出納簿の記入
- ④ 決算書および実績報告書（市指定様式）の作成

その他、必要に応じて、研修報告書や活動日誌、備品台帳等の作成が必要になります。

(1) 予算書の作成

予算書とは、1年間のクラブ活動の中で、いくらお金が入り、どのように使うかを計画立てるもので、収入科目と支出科目の2つの科目から構成されます。また、収入として見込んだ金額を支出に振り分けるので、収入総額と支出総額は必ず同額になります。さらに、支出科目の中で、市の補助金を財源とする経費については、その金額についても明らかにする必要があります。

ア. 収入科目

- ① 市補助金
- ② 会費（会員からの年会費）
- ③ 参加費（研修・イベント等で、会員から集める金額）
- ④ 寄附金・雑収入
- ⑤ 前年度繰越金

イ. 支出科目

- ① 市補助金対象経費
- ② その他（上記以外の支出、補助金対象外の支出）

(2) 領収書の保管

領収書（もしくは出金伝票）がない経費には、補助金は充当できません。また、経費として認められません。したがって、支出が発生した場合には、原則領収書（レシート）を必ず受領・保管しなければなりません。原則としたのは、領収書の受領が困難な支出にあっては、会長と会計が承認する出金伝票を支出の証拠書類とすることができるからです。

支出の証明となる領収書等は、紛失することがないように綴じておくかノートなどに貼付して保管するのがよいでしょう。またその際に、出納簿との突合ができるように日付順に領収書番号を付して整理しておきましょう。

(3) 出納簿の記入

日々の活動の中で、収入や支出が発生したときには、その都度、出納簿に

- ①日付
- ②収支項目（収入、支出の具体的内容）
- ③収入もしくは支出した金額
- ④補助金充当額（支出の場合）
- ⑤補助金残高
- ⑥合計残高
- ⑦領収書番号

を記入し、現金がいくら残っているのか、補助金をいくら使用しているのかを分かるようにしておきます。

(4) 決算書の作成

決算書とは、1年間の活動の中で、発生した収入と支出の実績を予算書に基づき示すものです。このため、予算書と同様の収入科目・支出科目で整理することになります。

また、予算はあくまでも見積りですので、必ず予算と同額でお金が使われるとは限りません。むしろ、決算額は予算額と同額にならないことが多いでしょう。また、収入総額と支出総額の差額は、次年度繰越金となり、この金額は、出納簿の残額と同額になります。

(5) 備品台帳の作成

クラブで購入した備品は、クラブの財産になります。このため、所有している備品については、購入年月日、品名、規格、単価、数量を明記し、管理しておく必要があります。

なお、単価1万円（税込・送料込）を超えるものを購入する際に、1万円を超えて補助金を充当する場合は、補助金を充当できる額は、1つの備品につき補助金総額の15%以内です。また、事前に市へ備品購入等協議書（市指定の様式）を提出する必要があります。その際に、備品購入等協議書と合わせて、購

入を予定している備品の見積書、カタログまたはパンフレットを提出してください。

また、単価が1万円を超えない備品（ジャンパー、帽子、腕章等）についてもクラブの備品となり、会員に貸与という形になります。したがって、こちらについてもクラブの備品台帳で管理し、シール等を貼るなど、クラブの所有物とわかるようにしてください。

2. 補助金額と交付スケジュール

(1) 補助金額

補助金額は、1クラブあたりの「定額補助」と60歳以上の会員数に応じた「人数補助」から計算されます。「定額補助」は、1クラブ月額10,000円以下となります。「人数補助」は60歳以上の会員数（申請時）×月額200円以下となります。

《例》70名のクラブの場合

「定額補助」・・・10,000円×12ヵ月＝120,000円

「人数補助」・・・70名×200円×12ヵ月＝168,000円

「定額補助」＋「人数補助」＝120,000円＋168,000円＝288,000円

(2) 補助金の交付スケジュール（おおよその目安）

1～2月頃	補助金説明会
4～5月頃	補助金交付申請
6月頃	補助金交付（1年分を一括払い）
翌年4～5月頃	補助金実績報告

※なお、年度途中で新規申請されたクラブについては、上記スケジュールとは別に、随時、交付申請の受付をします。補助金額については、月割となります。

3. 補助対象活動と補助対象経費について

市が交付するシニアクラブ運営事業補助金の使い方を判断するにあたっては、下記のポイントが重要になります。

【重要】

補助対象になるポイント	補助対象外のポイント
①クラブ全体に寄与するもの	①個人に寄与するもの・活動 (食事・お土産・プレゼント等)
②クラブが取り組む活動である	②単なる娯楽である活動 (花見・新年会・忘年会等)
③活動に必要な経費である	③交際・慶弔に関する活動

クラブが取り組む活動は、①地域貢献活動、②健康づくり・介護予防活動、③生きがいを高める活動、④運営に係る活動の4つの活動に分類されますが、活動そのものが補助金の対象にならないこともありますので、補助金を充当し、活動する場合は、補助金の対象になる活動なのか次のページの表でよく確認してください。

なお、補助金の対象にならない活動について、その活動をしてはいけないというものではありません。会員の会費や参加費等、補助金以外の財源で活動することは可能です。

(1) 《補助金の対象になる活動》と《補助金の対象にならない活動》の例

活動区分	活動内容	補助金対象
① 地域貢献	公園清掃・環境美化・リサイクル	○
	防犯・防災パトロール	○
	見守り訪問	○
	地域行事	○
	世代間交流（小学校ボランティア等）	○
	福祉施設の訪問	○
② 健康づくり・介護予防	介護予防体操	○
	介護予防に関する活動	○
	スポーツ練習・大会	○
	体力測定	○
	健康に関する講座・教室	○
	各種学習活動	○
③ 生きがいを高める	教養・学習講座・料理教室	○
	各種趣味活動の練習・大会	○
	鑑賞（映画等）	○
	研修・見学等 ※地域活動を行う上で必要な知識や技能の向上につながるもの	○ ※研修報告書の作成が必要
	娯楽・親睦が主な目的である活動 （誕生会・親睦会・新年会・忘年会・懇親会・宴会 花見・食事会・温泉・親睦旅行等）	×
④ 運営	総会	○
	定例会	○
	役員会	○
	会報作成	○
その他	冠婚葬祭	×
	使途不明金、積立、接待費	×

「×」がついている活動の経費は、市補助金以外の財源から支出してください。

(2) 《補助金の対象になる経費》と《補助金の対象にならない経費》

《補助金の対象になる活動》であっても、《補助金の対象になる経費》と《補助金の対象にならない経費》があります。

さらに、補助金の対象になる経費の中でも、補助金使用額に上限や条件を設定している経費もありますので、次の表で補助金の対象になる経費か確認するようにしてください。(料金はすべて税込となります。)

①補助金の対象にならない経費の例		【補助金×】
経費科目	支出例	
食糧費	弁当・惣菜、食事代、アルコール類	
交際費	慶弔費、香典代	
会費・分担金	各種団体への会費等（八シニア連への会費等）	
報酬など	役員報酬、親睦旅行、記念品、景品、電話代	

②補助金使用額に上限がある経費の例		【補助金○ 上限あり】
経費科目	支出例	上限
食糧費（飲料、茶菓子）	お茶、コーヒー菓子、せんべい、飴、羊羹等	・ 1回の活動につき一人あたり 500 円まで
交通費	電車賃、バス代等	・ 1回の活動につき一人あたり 1,200 円まで
入場料	博物館入館料、史料館入場料等	・ 1回の活動につき一人あたり 1,200 円まで
講師謝礼（外部講師のみ）	謝礼、交通費(実費相当分)	・ 1回の活動につき講師一人あたり 10,000 円まで

③補助金使用に条件がある経費の例		【補助金○ 条件あり】
経費科目	支出例と条件	
備品購入費	カラオケセット、グラウンド・ゴルフのクラブ ※補助金を充当できる額は、1つの備品につき補助金総額の15%以内です。 ※単価が1万円を超える備品を購入する場合は、購入する前に高齢者いきいき課へ「備品購入等協議書」の提出が必要です。	
保険料	ボランティア保険 ※保険対象の活動や期間を限定したものに限ります。	
研修旅行費	施設入場料、交通費 ※10名以上の参加者がいることが必要です。 ※補助金を充当した場合は、「研修報告書」の提示が必要です。	
被服費	ジャンパー、帽子、腕章 ※備品台帳での管理が必要となります。	

(3) その他注意すべきこと

補助金を使用する際は、クレジットカードやポイントカードは使用できません。これは、公金である補助金を使用して、ポイント等の利益を得ることは適切でないと考えられるためです。

4. 年度途中で各種変更が生じた場合

下記の①～④のうち、いずれかが変更になった場合には、市へ速やかに変更届と口座振替依頼書を提出してください。

場合によっては、クラブの「会則」の変更にもつながりますので、会員の皆様と話し合い、総会で承認を得てください。

①クラブ名 ②会長 ③会長住所 ④会長電話番号 ⑤会長印

①～④を変更した場合は、「変更届」と合わせて、口座振替依頼書、口座番号が分かる通帳のコピーも提出してください。

【変更に応じて提出していただく書類一覧】

届出書類 変更項目	変更届	口座振替 依頼書	通帳の コピー
①クラブ名	○	○	○
②会長	○	○	○
③会長住所	○	○	○
④会長電話番号	○	○	○
⑤会長印	○		

「○」…提出の必要がある書類

5. 補助金使用に関するQ&A

(Q&Aで説明する料金はすべて税込となります)

(1) 会員の負担を軽減するとき

【交通費】

Q 1-1 クラブの活動としてスポーツ大会や趣味の展示会に参加する経費のうち、現地までの交通費は補助金対象になりますか？

A 1-1 交通費は1回の活動につき一人あたり1,200円を上限として補助金対象になります。

Q 1-2 クラブの活動として日帰り温泉へ行くことになりました。この時の交通費は補助対象になりますか？

A 1-2 温泉などの入浴施設は、個人の楽しみである娯楽施設とみなしますので、入浴施設へ行くことが目的の場合の交通費は補助金の対象になりません。また、この場合、施設への入場料についても補助金の対象になりませんので、注意が必要です。

Q 1-3 クラブの活動で出掛けた訪問先での駐車料金は補助対象となりますか？

A 1-3 駐車料金も交通費の一部として考えているため、補助金の対象になります。ただし、駐車料金とは別に交通費が必要な場合であれば、それらを合算した金額のうち一人あたり1,200円を上限として補助金の対象になります。

(例：4人で乗車した場合は1,200円×4人=4,800円まで補助金を充当することができます。)

Q 1-4 補助金対象の活動で電車を利用したのですが、その際にスイカ、パスモ等のIC券を利用しました。この場合も領収書をとる必要がありますか？

A 1-4 基本的には領収書をとっていただく必要があると思いますが、領収書をとることが難しい場合は、出金伝票で対応していただいても問題ありません。

【入場料】

Q 1-5 学習会として教養を高めるために訪れた資料館の入場に補助金を使用することはできますか？

A 1-5 各種活動で必要となる入場料等に対しては、1回の活動につき一人あたり1,200円を上限として補助金の対象になります。

Q 1-6 研修旅行を実施した際に最初に訪れた史跡の入場料は1,000円で、次に訪れた資料館の入館料は600円でした。この場合、補助金を使用できる最大の金額はいくらになりますか？

A 1-6 1回の活動で一人あたり1,200円が、入場料等として補助金を使用する上限額になります。このため、差額となる400円は、補助金以外の財源（会費等）を充ててください。

Q 1-7 研修旅行を実施するのですが、交通費や入場料を含めた旅費を一括で旅行業者に支払うため、入場料の金額が分かりません。補助金を充当することはできますか？

A 1-7 入場料等の明細が不明な場合、補助金を使用することはできません。補助金を充当するには、旅行業者から金額を確認することができる内訳書などの書類の発行を受けて金額を確認し、領収書とともに保管してください。

Q 1-8 生きがい活動として、ボウリングをしたいと思っていますが、ボウリング場のゲーム代は補助対象になりますか？

A 1-8 ボウリングのゲーム代は入場料(1回につき一人あたり1,200円まで)として補助金を使用することができます。

【物品購入】

Q 1-9 研修に参加した際にテキストを購入しました。補助金を使用することはできますか？

A 1-9 活動内容が補助金の対象であれば、研修で必要となったテキスト代に補助金を使用することができます。

【保険料】

Q 1-1 0 クラブの活動にともなう保険料は補助対象になりますか？

A 1-1 0 保険料は、クラブ会員個人にかかる経費にあたり、活動そのものにかかる経費ではありませんが、高齢者である会員が安心して活動できるように、保険対象の活動や期間を限定したものに限り、補助金を充当することができます。

(例：研修旅行やスポーツ大会などの一時的な行事のために加入する保険料・クラブで行うボランティア活動のために加入するボランティア保険等)

Q 1-1 1 クラブで活動中に会員が怪我をしました。治療代は補助金を充当しても良いですか？

A 1-1 1 治療費は個人に寄与するものとして考えられるので、補助金の充当は認められません。こうした場合に備え、保険に加入することを勧めています。

【電話料】

Q 1-1 2 各種活動の連絡にともなう電話料は、補助金の対象になりますか？

A 1-1 2 平成31年度から、電話料は補助金の対象となくなりましたのでご注意ください。

(2) 飲み物や食べ物が必要になったとき

【食糧費】

Q 2-1 地域貢献活動として取り組んでいる公園清掃の終了後に、参加者でお弁当を食べたのですが、補助金の対象になりますか？

A 2-1 どのような活動であっても、お弁当を含むいわゆる食事については、一切補助金の対象にはなりません。食糧費については、1回(1日)につき一人あたり飲み物代(酒類除く)とお茶菓子代をあわせて500円を上限として、補助金の対象になります。

Q 2-2 クラブ会員相互の親睦を目的に3か月に1回誕生会を開催しているのですが、そのときのコーヒーとケーキ代は補助対象になりますか？

A 2-2 単に食事や親睦を目的とする場合は、一切補助金の対象になりません。定例会等その他補助対象の活動と合わせて誕生会や敬老会を実施する場合のみ補助金の対象とすることができます。なお、その際に食糧費として使用できる補助金の金額は、飲み物代(酒類除く)とお茶菓子代として1回(1日)一人

あたり 500 円が上限となります。

Q 2-3 旅行の際の飲み物代とお茶菓子代は補助金の対象になりますか？

A 2-3 その旅行が親睦を目的とした親睦旅行であれば、補助金の対象にはなりません。一方、研修旅行であれば、1回（1日）につき一人あたり飲み物代（酒類除く）とお茶菓子代をあわせて 500 円を上限として補助金の対象になります。なお、研修旅行に行かれた際は、「研修報告書」の提出が必要になります。

Q 2-4 クラブ主催で地域の方々との交流会を開こうと企画しています。この場合、会員以外の方々への飲食費についても補助金対象となりますか？

A 2-4 補助金の対象になります。これは、補助金が個人に対するものではなくクラブの運営費に対するものであるとの考えによるものです。ただし、単に食事や親睦等を目的としている場合は、補助金の対象になりません。

Q 2-5 定例会や役員会におけるお茶菓子代は補助金対象となりますか？

A 2-5 定例会や役員会といった、クラブの運営に必要な活動を行う際の食糧費は、1回（1日）につき一人あたり飲み物代（酒類除く）とお茶菓子代をあわせて 500 円を上限として補助金の対象になります。

Q 2-6 シニアクラブの活動として取り組む料理教室や炊き出し、もちつきなどにかかる食材費に補助金は使用できますか？

A 2-6 活動目的が、単に食べるのではなく、栄養管理や料理することを目的とした料理教室や炊き出しにかかる食材費については、食糧費ではなく材料費となるため、全額補助金の対象になります。

(3) 物品の購入や修繕をするとき

【被服】

Q 3-1 クラブでジャンパーを揃えたいのですが、補助金は使用できますか？

A 3-1 会員が地域のボランティア活動等で着用する揃いのジャンパーは、クラブ活動を地域住民が認知することや安全面の効果があるため、補助金の対象としています。ジャンパー以外にも帽子、腕章などの購入費も同様です。ただし、あくまでもクラブの所有物であり個人への給付品ではないため、備品台帳に記載し、クラブで管理してください。会員が使用する際は、クラブから貸与という形になります。

【賞品・景品】

Q 3-2 クラブの活動としてグラウンド・ゴルフ大会を開始することになったのですが、景品を用意した場合の費用に補助金を使用できますか？

A 3-2 賞品や景品は、会員に対する現物給付になりますので、補助金の使用は一切できません。

【備品購入】

Q 3-3 3万円のカラオケ機器を購入しようと思っています。補助金の対象になりますか？

A 3-3 1つの備品につき補助金総額の15%以内であれば、補助金を使用することができます。また、単価1万円を超える備品を購入する際に、1万円を超えて補助金を充当する場合は、高齢者いきいき課への事前協議が必要になりますので、見積書とカタログ（パンフレット）を用意し、高齢者いきいき課へ「備品購入等協議書」を提出してください。また、購入後は、クラブが所有する財産として、備品台帳に記載し、管理してください。

なお、単価1万円以下の備品についても、クラブが所有する財産として備品台帳に記載し、管理します。（市への事前協議は不要です。）

Q 3-4 クラブの活動で使用するため、単価8万円のグラウンド・ゴルフのクラブセットを購入しようと考えています。補助金はいくらまで使用できますか？

A 3-4 1つの備品につき補助金総額の15%以内であれば、補助金を使用することができます。備品を購入する際の補助金の使用金額については、その物品を使用する他の団体の有無やシニアクラブ会員の比率などによって決定することがふさわしいと考えています。例えば、町会と共用するものであれば、町会と折半するのが適当だと考えられますし、一部の会員が使用するものであれば、使用者が相応の負担をすることが当然になりますので、クラブでよく話し合うことが必要です。

Q 3-5 舞踊で使用するためクラブで管理しているラジカセが壊れてしまいました。この修繕にかかる費用に補助金を使用することはできますか？

A 3-5 物品の修繕にかかる経費については、1つの備品につき補助金総額の15%以内であれば、補助金を使用することができます。ただし、新品を購入した方が安い場合や、新品のほうが性能や耐久性が高く、長期的に考えると新品を購入した方が良い場合もあります。価格や性能、使用期間などを総合的に考慮し、修繕か購入かを決定する必要があります。

また、修繕費用として1万円を超えて補助金を使用する場合には、事前協議が必要になりますので、高齢者いきいき課へ「備品購入等協議書」を必ず提出してください。

Q 3-6 他のシニアクラブと合同で輪投げの活動をしています。活動に使う輪投げセットを2つのクラブで折半して購入したいのですが、補助金を使うことはできますか？

A 3-6 補助金の対象になります。その際は、負担額の決め方や管理方法など、クラブ間でよく話し合うようにしましょう。

また、単価1万円を超える備品を購入する際に、1万円を超えて補助金を充当する場合は、クラブごとに事前協議が必要になりますので、クラブごとに高齢者いきいき課へ「備品購入等協議書」を提出してください。

(4) 会場や物品を借り上げるとき

【借上料】

Q 4-1 クラブの活動として取り組んでいるカラオケの会場として町会の集会所を利用しているのですが、集会所の使用料に補助金は使用できますか？

A 4-1 各種活動の実施にともなう会場費は、補助金の対象になります。

Q 4-2 生きがい活動としてカラオケをしたいのですが、カラオケ店での料金は補助対象になりますか？

A 4-2 カラオケ店の部屋代については、会場費として補助金を使用することができます。また、飲み物（酒類除く）等の食糧費については、1回（1日）につき一人あたり500円まで補助金を充当することができます。

Q 4-3 通信カラオケの機器をリースしようと考えていますが、補助金の使用は認められますか？

A 4-3 年間のリース料が補助金総額の15%以内であれば、補助金の対象になります。ただし、経済性や利便性をよく検討したうえで、購入するか、リースにするか決める必要があります。なお、年額1万円を超えて補助金を充当する場合は、必ず事前に高齢者いきいき課へ「備品購入等協議書」と見積書を提出してください。

(5) お礼やお祝い、おくやみ、見舞いなどをするとき

【講師謝礼】

Q 5-1 クラブで研修会を開きました。クラブの会員が講師をしてくれたので、お礼をしたいと思いますが、補助金を使うことができますか？

A 5-1 クラブの会員が講師を務める場合に支払った謝礼は、補助金の対象にはなりません。これは、会員に対する現物（現金）給付と考えられるからです。クラブの会員が講師を務めた際に謝礼をする場合は、補助金以外の財源を充ててください。

ただし、外部講師を招いた場合の講師謝礼や交通費は、補助金対象となります。その際の補助金使用金額の上限は1回の活動につき、講師一人あたり10,000円までとなります。その際に、領収書に講師の受領印またはサインをもらうようにしてください。

【慶弔費】

Q 5-2 クラブの会員が亡くなったため、会則に基づき香典を供えることになりました。香典に補助金を使用できますか？

A 5-2 補助金を使用することはできません。これは、会員に対する現物給付と考えられるからです。また、香典だけでなく、慶弔費と言われる、祝いや見舞い等に関する金品は、一切補助金の対象になりません。

【お見舞い・お土産】

Q 5-3 友愛活動で訪問する際に菓子折りを用意していますが、補助金を使用できますか？

A 5-3 見舞品（金）にあたり、現物給付と考えられるため、補助金の対象になりません。必要な場合は、会費などの補助金以外の財源を充ててください。

Q 5-4 地域貢献活動として、病院に入院している会員のお見舞いに行くことになりました。このときの見舞品に補助金を使用できますか？

A 5-4 見舞品は、会員に対する現物給付となり、かつ、贈答品になりますので、補助金を使用することはできません。

(6) 募金や寄附をするとき

【募金・寄附金・義援金】

Q 6-1 クラブとして赤い羽根共同募金に1,000円を募金することにしました。この募金に補助金を使用することはできますか？

A 6-1 補助金の対象となるのは、クラブの活動に直接かかる経費です。このため、募金や寄附金、義援金といった現金負担については、補助金の対象になりません。ただし、地域貢献活動として、募金活動等をする際にかかった経費（交通費等）については、補助金を使用することができます。

Q 6-2 クラブとして雑巾を作り、老人介護施設に寄附することにしました。この作業にかかった経費に補助金を使用することはできますか？

A 6-2 補助金の対象となるのは、クラブの活動に直接かかる経費です。このため、現金や購入したものをそのまま寄附することは、現金給付や現物給付と考えられるため、補助金を充当することはできません。ただし、クラブの活動として寄附を募ることにした場合、その活動にかかった費用（例：寄附するための雑巾を作る際にかかった費用）については、補助金を充当することができます。

(7) その他のとき

【会費・協賛金・協力金】

Q 7-1 毎年町会に対して協力金を支払っています。これは、補助金の対象になりますか？

A 7-1 補助金の対象となるのは、クラブの活動に直接かかる経費です。このため、町会や八王子市シニアクラブ連合会などの他団体への会費や協力金は、補助金の対象になりません。ただし、用途が明確であり、かつ、特定の行事を共催する際の分担金は、補助金の対象になります。

【積立金】

Q 7-2 クラブ発足10周年を記念して発行する記念誌の積立金に、補助金を使用することはできますか？

A 7-2 積立金は、当該年度に支出の実績がない経費になりますので、補助金を使用することはできません。

なお、市としては、補助金以外の財源を充当したとしても、クラブが別会計で積立金を管理することは、好ましくないと考えています。これは、財政支援の

一面を持つ補助金の性質上、市は対象団体の財政状況全体を把握することが必要だと考えているからです。

【繰越金】

Q 7-3 年間の活動の結果、繰越金が 30 万円くらい発生しそうです。補助金の返還が必要になりますか？

A 7-3 補助金は、当該年度の活動に対して交付していますので、決算時に繰越金が発生した場合においても、活動にかかった経費として補助金を使い切っていれば返還する必要はありません。このため、結果的に繰越金となる財源は、補助金以外の財源になります。

ただし、補助金は、貴重な税金を財源としていますので、多額の繰越金があるクラブにおいては、活動に取り組むために本当に補助金の交付を受ける必要があるのか、十分に検討するようにしてください。

Q 7-4 前年度繰越金が補助金交付申請額を上回っていますが、問題ありますか？

A 7-4 明確な理由があれば、問題ありません。その際は、申請書の提出と同時に前年度繰越金が補助金交付申請額を上回っている理由を示す「理由書」を提出してください。

【研修旅行】

Q 7-5 研修旅行を計画していますが、実施する際の人数制限はありますか？

A 7-5 研修旅行に補助金を充当する場合、10 名以上の参加者がいることが必要です。また、複数のクラブが合同で研修旅行を実施することも可能ですが、その場合も、シニアクラブからの参加者が全体で 10 名以上いることが必要です。

【その他】

Q 7-6 インターネット通販で物品を購入したいのですが、現金での支払いができません。クレジットカードで購入することはできますか？

Q 7-6 補助金を使用して購入する場合、クレジットカードやポイントカードは使用できません。これは、公金である補助金を使用して、ポイント等の利益を得ることは適切でないと考えられるためです。代引き等現金で支払えるものを購入するか、クレジットカードで支払う場合は補助金以外の財源を充当してください。

6. 質問・要望に対する回答について

質問主旨	回答
<p>【1】 各クラブでは、会員から会費をいく ら徴収しているのですか。</p>	<p>平成 28 年度は、約 6 割のクラブが年会費 1,200 円で した。その他、2,000 円、2,400 円のクラブが続き、 最も高いクラブで 3,000 円となっています。 また、年会費とは別に、イベントごとに、参加費等を 徴収しているクラブもあります。</p>
<p>【2】 役員の成り手(後継者)がいません。 会員が増えずに困っています。</p>	<p>町会と連携しているクラブは、比較的役員の引継ぎ・ 会員増強が上手くいっているようです。また、活動内 容を工夫することで、新規会員の増加につながると考 えられます。八・シニア連では、会員に対して会員募 集や運営の助言も行っていますので、是非ご相談くだ さい。</p>
<p>【3】 お茶菓子代の上限額を増額する予 定はありますか。</p>	<p>お茶菓子代(上限 500 円)については、本市類似事業 である「ふれあい・いきいきサロン事業(高齢者サロ ン)」では、上限 250 円となっているなど、他事業と 比べても、シニアクラブのお茶菓子代の上限額は大変 高額(倍)となっており、今後も増額の予定はありま せん。</p>
<p>【4】 補助金の、定額補助と人数補助につ いて、見直しはしないのですか。</p>	<p>定額補助(10,000 円×12 ヶ月)を廃止または減額し、 その分を人数補助に還元できないかというご意見を 多く頂きますが、会員数が少ないクラブにとっては、 補助金額が大幅に減り、クラブ運営が困難になること も想定されます。このような状況も十分に考慮したう えで、公平に事業を運営できるよう、今後も適宜見直 しの検討を行います。</p>

<p>【5】 補助金額を、増額する予定はありますか。</p>	<p>八王子市のシニアクラブは、全国的に見ても補助金額が突出して高額となっており、他中核市の約 2～5 倍の補助額となっています。したがって、これ以上の増額は難しく、減額とならないように、一層の市及び各クラブの努力が必要不可欠です。</p> <p>《参考》会員数 70 名の場合の補助金額の比較 (※平成 27 年度八王子市 各単位クラブの平均会員数 69.3 名)</p> <table border="1" data-bbox="683 772 1444 1211"> <thead> <tr> <th></th> <th>市名</th> <th>補助額 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">中核市 (人口上位 6 市)</td> <td>千葉県 船橋市</td> <td>84,600 円</td> </tr> <tr> <td>鹿児島県 鹿児島市</td> <td>66,000 円</td> </tr> <tr> <td>東京都 <u>八王子市</u> (10,000 円×12 ヶ月 +70 名×200 円×12 ヶ月)</td> <td><u>288,000 円</u></td> </tr> <tr> <td>兵庫県 姫路市</td> <td>103,800 円</td> </tr> <tr> <td>栃木県 宇都宮市</td> <td>72,000 円</td> </tr> <tr> <td>愛媛県 松山市</td> <td>72,000 円</td> </tr> </tbody> </table>		市名	補助額 (年額)	中核市 (人口上位 6 市)	千葉県 船橋市	84,600 円	鹿児島県 鹿児島市	66,000 円	東京都 <u>八王子市</u> (10,000 円×12 ヶ月 +70 名×200 円×12 ヶ月)	<u>288,000 円</u>	兵庫県 姫路市	103,800 円	栃木県 宇都宮市	72,000 円	愛媛県 松山市	72,000 円
	市名	補助額 (年額)															
中核市 (人口上位 6 市)	千葉県 船橋市	84,600 円															
	鹿児島県 鹿児島市	66,000 円															
	東京都 <u>八王子市</u> (10,000 円×12 ヶ月 +70 名×200 円×12 ヶ月)	<u>288,000 円</u>															
	兵庫県 姫路市	103,800 円															
	栃木県 宇都宮市	72,000 円															
	愛媛県 松山市	72,000 円															
<p>【6】 対象経費の会計処理の方法が分かりづらいです。</p>	<p>会計処理をサポートするため、会計事務についてまとめた本冊子を新たに発行しましたので、是非ご活用ください。また、適宜個別のご相談にも対応しますので、ご不明点がある場合はお問合せください。</p>																
<p>【7】 会計ソフト (PC) を市側で作成する予定はありますか。</p>	<p>会計ソフトを市で作成する予定はありません。 出納簿の作成例は、「八王子市シニアクラブハンドブック」の巻末に掲載しております。 また、八・シニア連が会計ソフトや出納簿を作成する際には、本市としても協力していきます。</p>																

